

和歌山県森林簿等管理要領

平成24年9月18日 林第289号

(平成26年10月1日 林第572号により一部改正)

(平成27年4月1日 林第572号により一部改正)

(平成28年4月8日 林第04080003号により一部改正)

(平成28年8月1日 林第08010002号により一部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、和歌山県が地域森林計画作成の用に供するために管理している森林簿、森林計画図、森林基本図、森林GISデータ及び森林経営計画支援ソフトについて適正な運用を行うため、その取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(関係法令等)

第2 森林簿等の取扱いについては、この要領によるほか、次の法令等に基づき取扱うものとする。

- (1) 「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)
- (2) 「森林法施行令」(昭和26年政令第276号)
- (3) 「森林法施行規則」(昭和26年農林省令第54号)
- (4) 「測量法」(昭和24年6月3日法律第188号)
- (5) 「測量法施行令」(昭和24年政令第322号)
- (6) 「測量法施行規則」(昭和24年建設省令第16号)
- (7) 「和歌山県民有林空中写真測量等公共測量作業規程」(平成23年2月10日付け林第540号)
- (8) 「和歌山県情報公開条例」(平成13年和歌山県条例第2号)
- (9) 「和歌山県個人情報保護条例」(平成14年和歌山県条例第66号)
- (10) 「和歌山県情報セキュリティ対策基準規程」(平成16年和歌山県訓令第40号)
- (11) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」(平成12年5月8日付け12林野計第154号)
- (12) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号)
- (13) 「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成23年4月22日付け23林整計第26号)
- (14) 「和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱」(平成23年10月17日付け林第227号)

(定義)

第3 この要領において、森林簿等とは、次に掲げるものをいう。

森林簿	県内の地域森林計画作成対象民有林(注1)について、小班界(注2)毎の森林所有者、樹種、林齢、材積等の情報を整理した台帳
森林資源情報	森林簿から個人や個人の財産を特定するおそれのある内容を削除した情報
森林基本図	森林区域の地形や林道等を把握するために作成した縮尺1/5,000の

	地形図
森林計画図	森林基本図上に、地域森林計画対象民有林区域（林小班界）を記した縮尺 1/5,000 の図面
森林GISデータ	和歌山県森林地理情報管理システム（森林GIS）で管理している森林林業に関連する電子データ
森林経営計画支援ソフト	森林経営計画の作成や実行管理、認定業務を支援するためのソフトウェア

（注1）地域森林計画対象民有林とは、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（森林法第5条）」の対象となる民有林のことを指す。

「民有林」とは国が所有する「国有林」以外の森林のこと。民有林には、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

（注2）小班界とは、樹種や林齢、地形等を元に、地域森林計画の作成や行政目的で利用するために、県が独自に定めた区域のことで、地域森林計画対象民有林の最小単位。

（森林簿等の目的・性質）

第4 森林簿等は、主に地域森林計画の樹立に必要な森林資源の基礎資料及び地域森林計画の実行上必要な森林施業の指針を得るために整備したものであり、森林計画制度の円滑な運用を図るため、森林法第10条の5第1項の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立や、森林法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の作成等にも活用する。

又、森林簿等は、森林計画以外にも森林・林業行政推進のための資料としても活用する。

2 森林簿等は、主に空中写真の判読や聞き取り等の間接調査方法により作成したものであり、現地を実測して作成した情報ではないため、必ずしも現況と一致しているわけではない。

また、所有権、所有界、面積及び土地に関する諸権利並びに立木竹の評価について証明するものではない。

3 森林簿等に記載している森林所有者、地番及び面積等は、地籍や登記簿、固定資産課税台帳等と整合性を図っているものではない。

（森林簿等の配備と管理者）

第5 森林簿等は、林業振興課、森林整備課、各振興局林務課に配備する。

また、次に定める者を管理者とし、適正な管理・運用を行うとともに、情報の改ざん、毀損、紛失及び漏えいの防止等に努めることとする。

（1）林業振興課長（以下「第1管理者」という。）

（2）森林整備課長及び各振興局農林水産振興部長（以下「第2管理者」という。）

第2章 森林簿

（個人情報の取扱い）

第6 森林簿に含まれる森林所有者の氏名及び材積情報は個人及び個人の財産を特定しうる情報に該当することから、管理者はこれらの個人情報に関して和歌山県個人情報保護条例に従い取扱うものとする。

（森林簿の交付申請）

第7 森林簿は次の各号のいずれかに該当する者のみ交付を認めるものとする。

- (1) 森林法第2条第2項に定める森林所有者
 - (2) 森林法第2条第2項に定める森林所有者の法定相続人
 - (3) 森林所有者から書面により委任を受けた者
 - (4) 和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱に基づき、森林簿の情報利用を県に認められた者（和歌山県森林資源情報利活用認定事業体）
 - (5) 国や市町村等の行政機関。ただし、その利用は自然災害の防止や復旧、森林の地籍調査及び森林・林業の振興に供する目的のみ認めるものとする。
 - (6) その他管理者が例外的に交付を認めた者
- 2 森林簿の交付申請を行う者は、次の書類を管理者へ提出するものとする。

区分	書類名	対象
申請書	森林簿交付申請書（別記1号様式）	必須書類
	森林簿交付に係る誓約書（別記2号様式）	必須書類
附属書類	申請箇所が分かる位置図	必須書類
	申請者の身分証明書の写し （免許証や健康保険証等）	必須書類
	森林の土地所有者証明書類の写し （登記簿、課税台帳や土地売買契約書等）	本要領第7条第1項（1）～（3）に該当する者
	戸籍謄本の写し	本要領第7条第1項（2）に該当する者
	委任状（任意様式）及び委任を受けた森林所有者の印鑑証明書（原本）	本要領第7条第1項（3）に該当する者
	和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録書の写し	本要領第7条第1項（4）に該当する者
	電子記録媒体（CD-R、DVD-R、USB、HDD等）	データ交付を希望する者
	返送用封筒（切手貼付済）	郵送による交付を希望する者

- 3 管理者は、申請者から交付に係る書類の提出があったときはこれを審査し、森林簿・森林情報交付承認書（別記第8号様式）を付して森林簿の交付を行うものとする。
- ただし、審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合、交付を承認してはならない。
- (1) 本要領第7条第1項に該当する者以外から申請があった場合
 - (2) 提出書類に不備や不足がある場合
 - (3) 利用目的が、本要領第4条に示す森林簿等の性質上適当でない場合
 - (4) 利用目的の達成に必要な範囲を超える申請があった場合
- 4 管理者は、森林簿を交付する際には、次の事項を交付資料に明記させるものとする。

この森林簿は、森林・林業行政推進に供するための資料であり、所有権、所有界、面積、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日

第3章 森林資源情報・森林計画図・森林GISデータ

（森林情報の交付申請）

- 第8 森林資源情報、森林計画図、森林GISデータ（以下「森林情報」という。）の交付申請を行う者は、次の書類を管理者へ提出するものとする。

区分	書類名	対象
申請書	森林情報交付申請書（別記3号様式）	必須書類
	森林情報交付に係る誓約書（別記4号様式）	必須書類
附属書類	申請箇所が分かる位置図	必須書類
	申請者身分証明書の写し （免許証、健康保険証）	必須書類
	電子記録媒体（CD-R、DVD-R、USB、HDD等）	データ交付を希望する者
	返送用封筒（切手貼付済）	郵送による交付を希望する者

2 管理者は、申請者から交付に係る書類の提出があったときはこれを審査し、森林簿・森林情報交付承認書（別記第8号様式）を付して森林情報の交付を行うものとする。

ただし、審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合、交付を承認してはならない。

- (1) 提出書類に不備や不足がある場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲を超える申請があった場合
- (3) 利用目的が公序良俗に反する場合

3 管理者は、森林情報を交付する際には、次の事項を交付資料に明記させるものとする。

この森林資源情報（森林計画図・森林GISデータ）は、森林・林業行政推進に供するための資料であり、所有権、所有界、面積、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日

第4章 森林基本図

（森林基本図の複製交付申請）

第9 知事は、森林基本図の交付申請に対応するため、森林基本図電子データを複写したものを和歌山県森林組合連合会へ寄託する。

2 和歌山県森林組合連合会は、知事との寄託契約により、A0サイズの森林基本図を複製し交付を行う。

3 A0サイズの森林基本図の複製の交付を申請する者は、管理者に森林基本図交付申請書（別記第5号様式）を提出するとともに、複製の交付に要する費用を和歌山県森林組合連合会に納めることにより交付を受けるものとする。

和歌山県森林組合連合会

〒640-8281 和歌山市湊通丁南四丁目18番地

Tel 073-424-4351

4 第2管理者は、森林基本図交付申請書の交付申請があった場合、すみやかに第1管理者まで申請書を送付することとする。

5 森林基本図電子データ（tiff等の画像データ）の複製の交付を申請する者は、「森林情報交付申請書」（別記第3号様式）及び電子記録媒体を管理者へ提出するものとする。

6 管理者は、森林基本図電子データの複製の交付申請があったときは、本要領第8条に基づき交付手続きを行うものとする。

第5章 森林経営計画支援ソフト

（森林経営計画支援ソフトについて）

第10 森林経営計画支援ソフトは、県が管理する森林簿情報の精度向上、森林経営計画の作成・実行管理及び認定事務の効率化を目的とし、県が委託事業により開発したソフトウェアである。

(森林経営計画支援ソフトの交付対象者)

第11 森林経営計画支援ソフトの交付を受けることができるのは、次の各号に該当する者とする。

- (1) 和歌山県内の市町村(計画認定者)
- (2) 和歌山県内の森林において森林経営計画を作成しようとする者

(森林経営計画支援ソフトの交付申請)

第12 森林経営計画支援ソフトの交付を受けようとする者は、次の各号すべてに同意しなければならない。

- (1) 森林経営計画支援ソフトの使用及びその結果によって、使用者に不利益が生じても和歌山県は責任を負わない
- (2) 森林経営計画支援ソフトの改変、複製、第三者への提供を禁止する
- (3) 森林経営計画支援ソフトを使用し認定を受けた森林経営計画の情報は、和歌山県が管理する森林簿情報の精度向上に利用する

2 森林経営計画支援ソフトの交付を申請する者は、「森林経営計画支援ソフト交付申請書」(別記第6号様式)を第1管理者又は第2管理者へ提出するものとする。

3 第2管理者は、森林経営計画支援ソフトの交付申請があった場合、すみやかに第1管理者まで申請書を送付することとする。

3 第1管理者は、申請内容を審査し、不備等がない場合は、「森林経営計画支援ソフト交付書」(別記第7号様式)を添付して森林経営計画支援ソフト(インストールマニュアル、操作マニュアルを含む)を申請者に交付するものとする。

(森林経営計画支援ソフトの改修)

第13 森林経営計画支援ソフトは、次の各号のいずれかの事象が生じた場合、必要に応じて改修を行うことがある。

- (1) 森林法等の改正があった場合
- (2) 和歌山県が管理する森林簿掲載項目の見直しを行った場合
- (3) その他ソフトの適切な運用に支障が生じた場合

2 第1管理者は、森林経営計画支援ソフトの改修を実施した場合、その旨を利用者に通知するとともに、最新版の交付を実施しなければならない。

第6章 その他

(申請目的以外の利用)

第14 森林簿・森林情報の交付申請により情報を得た者が、誓約書の記載事項及びその他本要領の規定に違反する取扱いがあった場合は、管理者は当該事案について報告を求めるとともに指示を与えることができる。

2 情報提供者が前項の報告や指示に応じない場合、管理者は交付した森林簿等の返還を求めるとともに、当該事案以降の森林簿等の情報提供に係る申請に一切応じないものとする。

(申請先)

第 15 森林簿等の申請先は次のとおりである。また、申請書等の様式は、和歌山県林業振興課ホームページからダウンロードすることができる。

申請先	TEL/FAX	管内市町村（森林所在地）
海草振興局農林水産振興部林務課 〒640-8585 和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地	(TEL) 073-441-3366 (FAX) 073-441-3369	和歌山市、海南市、紀美野町
那賀振興局農林水産振興部林務課 〒649-6223 岩出市高塚 209	(TEL) 0736-61-0015 (FAX) 0736-61-0016	紀の川市、岩出市
伊都振興局農林水産振興部林務課 〒648-8541 橋本市市脇 4 丁目 5 番 8 号	(TEL) 0736-33-4911 (FAX) 0736-33-4917	橋本市、かつらぎ町、九度山町 高野町
有田振興局農林水産振興部林務課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	(TEL) 0737-64-1263 (FAX) 0737-64-1264	有田市、湯浅町、広川町 有田川町
日高振興局農林水産振興部林務課 〒644-0011 御坊市湯川町財部 651	(TEL) 0738-24-2912 (FAX) 0738-24-2913	御坊市、美浜町、日高町、由良町 印南町、みなべ町、日高川町
西牟婁振興局農林水産振興部林務課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1	(TEL) 0739-26-7911 (FAX) 0739-26-7918	田辺市、白浜町、上富田町 すさみ町
東牟婁振興局農林水産振興部林務課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8	(TEL) 0735-21-9612 (FAX) 0735-21-9641	新宮市、那智勝浦町、太地町 古座川町、北山村、串本町
森林・林業局 林業振興課 〒640-8585 和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地	(TEL) 073-441-2963 (FAX) 073-433-1037	和歌山県全域

(その他)

第 16 この要領に定めない事項については必要に応じて林業振興課長と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

- 1 森林簿等管理要領（平成23年10月17日制定）は廃止する。
- 2 民有林空中写真測量等測量成果取扱要領（平成23年4月25日制定）は廃止する。

森林簿交付申請書

年 月 日

(管 理 者) 様

申 請 者 住 所

氏名 (会社・代表者)

印

氏 名 (担 当 者)

印

連 絡 先

※申請者が個人の場合は、氏名 (会社・代表者) の方に記入・押印して下さい。

このことについて、下記の留意事項を承諾し、申請します。

記

1. 希望する交付形態に○をつけて下さい。

交付形態	備考
紙	帳票をプリントアウトしたもの
PDF	帳票をPDF化したデータ
CSV	CSV形式で出力したデータ ※森林経営計画を作成する目的のみ可
森林GIS小班データ	Shp形式又はCAD形式で出力したデータ

2. 利用目的を記入してください。

利用目的	

3. 申請範囲を記入してください。

市町村名、丁町字名、地番等できるだけ詳しく記入してください。

申請範囲	

4. 下記に示す附属書類を申請書に添付して下さい

附属書類	附属書類名	必須/任意
	森林簿交付に係る誓約書 (別記2号様式)	必須
申請範囲が分かる位置図	必須	
申請者本人確認書類 (免許証・健康保険証等写し)	必須	
土地所有者証明書 (登記簿、課税台帳、売買契約書等)	森林所有者、相続者、委任を受けた者	
戸籍謄本の写し	相続者	
委任状 (任意様式) と森林所有者の印鑑証明書 (原本)	委任を受けた者	
和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録書	認定事業体	
記録媒体 (CD-R、DVD-R、USB、HDD等)	データによる交付を希望する者	
返送用封筒 (切手貼付済)	郵送による交付を希望する者	

(留意事項)

- 森林簿は、空中写真の判読や聞き取りによる間接調査方法により作成したものです。そのため、必ずしも現地と一致していません。
- 森林簿は、所有権、所有界、面積、そのほか土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。
- 森林簿は、登記簿や地籍、固定資産課税台帳情報と整合性を図るものではありません。
- 交付された森林簿の複製、改ざん、販売、第三者への無断提供は行わないでください。
- 森林簿は、森林法で規定する地域森林計画の作成や行政事務に供する目的で作成したものであり、それ以外の目的による利用について和歌山県は一切関知しません。
- 交付された森林簿を利用することによって発生する直接又は間接の損害又は損失に対して、和歌山県は一切の責任を負わないものとします。
- 交付された森林簿について、樹種・林齢等明らかに現地と間違っているなどお気づきの点がありましたら、林業振興課あるいは各振興局林務課まで御連絡ください。

森林簿交付にかかる誓約書

(管 理 者) 様

和歌山県から交付を受けた森林簿の取り扱いについて、下記事項を遵守することを誓います。

記

- (1) 交付された森林簿に含まれる個人情報については、個人情報保護法及び和歌山県個人情報保護条例を遵守し利用します。
- (2) 交付された森林簿は、空中写真の判読や聞き取り等による間接調査法により作成したものであり、必ずしも現地と一致していない場合があることを理解した上で利用します。
- (3) 交付された森林簿は、所有権、所有界、面積、そのほか土地に関する諸権利及び立木竹の評価を証明するために使用しません。
- (4) 交付された森林簿は、森林の土地の売買や課税等の財産評価及び係争に係る資料その他各種証明資料として使用しません。
- (5) 交付された森林簿は、登記簿や地籍、固定資産課税台帳情報と整合が取れていないことを理解した上で利用します。
- (6) 交付された森林簿の複製、改ざん、販売、第三者への提供を行いません。
- (7) 交付された森林簿は厳重に管理し、不正利用や情報漏洩の防止に努めます。
- (8) 個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合は、遅滞なく和歌山県に報告します。
なお、これにより第三者に損害が生じた場合は、これらの賠償に応じることとします。
- (9) 和歌山県が保有する森林簿は、地域森林計画の作成等の行政事務に供するために作成されたものであることを理解するとともに、それ以外の目的による利用について、和歌山県は一切関知しないことを承諾します。
- (10) 交付された森林簿を利用することによって発生する直接又は間接の損害、損失、不利益、その他トラブルに対して、和歌山県は一切の責任を負わないことを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

森林情報交付申請書

年 月 日

(管 理 者) 様

申 請 者 住 所

氏名 (会社・代表者)

印

氏 名 (担 当 者)

印

連 絡 先

※申請者が個人の場合は、氏名 (会社・代表者) の方に記入・押印して下さい。

このことについて、下記の留意事項を承諾し、申請します。

記

1. 交付を希望する情報名及び交付形態に○をつけて下さい。

	情報名	交付形態
申請する情報	森林資源情報	紙 ・ データ (PDF)
	森林計画図	紙 (A3まで) ・ データ (画像)
	森林GISデータ	別紙一覧から交付を希望するデータと 交付形態 に○をつけてください

2. 利用目的を記入してください。

利用目的	

3. 申請範囲を記入してください。

市町村名、丁町字名、地番等できるだけ詳しく記入してください。

申請範囲	

4. 下記に示す附属書類を申請書に添付して下さい

	附属書類名	必須/任意
附属書類	森林情報交付にかかる誓約書 (別記第4号様式)	必須
	申請範囲が分かる位置図	必須
	申請者本人確認書類 (免許証・健康保険証等写し)	必須
	記録媒体 (CD-R、DVD-R、USB、HDD等)	データ提供を希望する者
	返送用封筒 (切手貼付済)	郵送による提供を希望する者

(留意事項)

- 森林簿は、空中写真の判読や聞き取りによる間接調査方法により作成したものです。
そのため、必ずしも現地と一致してはおりません。
- 森林簿は、所有権、所有界、面積、そのほか土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。
- 森林簿は、登記簿や地籍、固定資産課税台帳情報と整合性を図ってのものではありません。
- 交付された森林簿の複製、改ざん、販売、第三者への無断提供は行わないでください。
- 森林簿は、森林法で規定する地域森林計画の作成や行政事務に供する目的で作成したものであり、それ以外の目的による利用について和歌山県は一切関知しません。
- 交付された森林簿を利用することによって発生する直接又は間接の損害又は損失に対して、和歌山県は一切の責任を負わないものとします。
- 交付された森林簿について、樹種・林齢等明らかに現地と間違っているなどお気づきの点がありましたら、林業振興課あるいは各振興局林務課まで御連絡ください。

別記第3号様式（別紙）

森林GISデータ一覧

交付を希望するデータ名とそれぞれの交付形式に○をつけてください。

データ名	交付形式	交付範囲
市町村界	shape ・ CADデータ	全県分
旧市町村界	shape ・ CADデータ	全県分
町丁字界	shape ・ CADデータ	全県分
一般道路	shape ・ CADデータ	全県分
河川	shape ・ CADデータ	全県分
鉄道路線	shape ・ CADデータ	全県分
林班	shape ・ CADデータ	申請箇所
準林班	shape ・ CADデータ	申請箇所
小班【個人情報なし】	shape ・ CADデータ	申請箇所
林道・作業道	shape ・ CADデータ	申請箇所
保安林【個人情報なし】	shape ・ CADデータ	申請箇所
施業履歴（造林・治山）【個人情報なし】	shape ・ CADデータ	申請箇所
自然公園区域	shape ・ CADデータ	全県分
鳥獣保護区	shape ・ CADデータ	全県分
自然環境保全地域	shape ・ CADデータ	全県分
風致地区	shape ・ CADデータ	全県分
森林基本図（平成25年度作成）	tiff	申請箇所
空中写真（平成23年10月撮影）	tiff	申請箇所

※交付する森林GISデータは最新の情報が反映されていない場合もありますのでご理解願います。

※CADデータで交付する場合、属性情報は出力されません。

※森林基本図及び空中写真のtiffデータはタイルデータでの交付になります。

また、座標つきデータの交付を希望される場合は、その旨を申請書の空いているスペースに記入してください。

森林情報交付申請にかかる誓約書

(管 理 者) 様

和歌山県から交付を受けた森林情報の取り扱いについて、下記事項を遵守することを誓います。

記

- (1) 交付された森林情報は、空中写真の判読や聞き取り等による間接調査法により作成したものであり、必ずしも現地と一致していない場合があることを理解した上で利用します。
- (2) 交付された森林情報は、登記簿や地籍と整合が取れていないことを理解した上で利用します。
- (3) 交付された森林情報の複製、改ざん、販売、第三者への提供を行いません。
- (4) 交付された森林情報は厳重に管理し、不正利用や情報漏洩の防止に努めます。
- (5) 和歌山県が保有する森林情報は、地域森林計画の作成等の行政事務に供するために作成されたものであることを理解するとともに、それ以外の目的による利用について県は一切関知しないことを承諾します。
- (6) 交付された森林情報を利用することによって発生する直接又は間接の損害、損失、不利益、その他トラブルに対して、和歌山県は一切の責任を負わないことを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

森林基本図交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏名（会社・代表者）

印

氏名（担当者）

連絡先

※申請者が個人の場合は、氏名（会社・代表者）の方に記入・押印して下さい。

このことについて、下記のとおり申請します。

記

利用目的				
申請範囲	市町村名	図面番号	交付の方法	枚数
			A0サイズ 白焼き図面	
代金請求先 (送付先)				

※図面番号は、林業振興課ホームページに掲載している森林基本図図郭割を参考にして下さい。

(留意事項)

- (1) 申請書は、林業振興課又は最寄りの振興局林務課まで提出して下さい。
- (2) 森林基本図の複製の交付は、業務の委託先である和歌山県森林組合連合会が行います。
- (3) 森林基本図（A0サイズ）の複製の交付には実費がかかります。
必要経費や支払方法については、和歌山県森林組合連合会までご確認ください。

和歌山県森林組合連合会

〒640-8281

和歌山市湊通丁南四丁目18番地

TEL 073-424-4351/FAX 073-426-0957

森林経営計画支援ソフト交付申請書

申請日 平成 年 月 日

申請者 (団体代表者)	カナ		
	氏名 印		
所属			
住所			
連絡先	電話		
	メールアドレス		
ソフト利用場所		ソフト利用 予定者数	

森林経営計画支援ソフトの交付を下記事項に同意の上申請します。

■ 免責事項

本ソフトの使用及びその結果によって、使用者に不利益が生じても和歌山県は責任を負いません。

■ 禁則事項

本ソフトの改変、複製、第三者への提供を禁止します。

■ 同意事項

本ソフトを使用し認定を受けた森林経営計画データは、県が管理する森林簿の精度向上に利用します。

【問い合わせ先】 和歌山県林業振興課計画班 TEL 073-441-2963

森林経営計画支援ソフト交付書

林 第 号
平成 年 月 日

(申請者) 様

林業振興課長

平成 年 月 日付けで申請のあった森林経営計画支援ソフトについて交付いたします。
なお、ソフトの利用にあたっては下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. ログイン時のユーザー名及びパスワード

ソフトのログイン時に次のユーザー名及びパスワードを使用してください。

ユーザー名	
パスワード	

2. 留意事項

- (1) 森林経営計画支援ソフトは、当ソフト開発会社が開設する専用サイト(<http://ksi-ps.jp/forest/>)からダウンロードできます。
また、当ソフト開発会社からサイトにログインする際に必要なIDとパスワードを別途通知します。
- (2) インストールマニュアル及び操作マニュアルについても、同サイトからダウンロードできます。
- (3) 本ソフトの使用及びその結果によって、使用者に不利益が生じても和歌山県は責任を負いません。
- (4) 本ソフトの改変、複製、第三者への提供を禁止します。
- (5) 本ソフトを使用し認定を受けた森林経営計画データは、県が管理する森林簿の精度向上に利用します。
- (6) 本ソフトで使用する県の森林簿データについては、和歌山県森林簿等管理要領に基づく申請が必要です。
県の森林簿データを申請する場合は、最寄りの振興局林務課または林業振興課までお問い合わせください。
- (7) その他ソフトの利用について不明な点等ございましたら、最寄りの振興局林務課または林業振興課までお問い合わせください。

森林簿・森林情報交付承認書

第 号
年 月 日
(施行年月日)

(申請者) 様

(管理者名)
(公印省略)

平成 年 月 日付けで申請のあった森林簿等の資料について、交付を承認します。
なお、利用にあたっては、下記事項にご留意ください。

記

1. 交付する情報と交付形態

交付情報名	交付形態

2. 交付箇所

--

3. 留意事項

- (1) 申請書とともに提出頂いた誓約書の記載事項を遵守してください。
- (2) 森林情報は、空中写真の判読や聞き取りによる間接調査方法により作成したものです。
そのため、必ずしも現地と一致しているわけではありません。
- (3) 森林情報は、所有権、所有界、面積、そのほか土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。
- (4) 森林情報は、登記簿や地籍、固定資産課税台帳情報と整合性を図っているものではありません。
- (5) 交付された森林情報の複製、改ざん、販売、第三者への無断提供は行わないでください。
- (6) 森林情報は、森林法で規定する地域森林計画の作成や行政事務に供する目的で作成したものでありそれ以外の目的による利用について和歌山県は一切関知しません。
- (7) 交付された森林情報を利用することによって発生する直接又は間接の損害又は損失に対して、和歌山県は一切の責任を負わないものとします。
- (8) 交付された森林情報について、樹種・林齢等明らかに現地と間違っているなどお気づきの点がありましたら、和歌山県林業振興課あるいは各振興局林務課まで御連絡ください。

担当者

TEL